

研究上の不正行為への対応に関する取組状況

1. 検討の背景

- 研究活動におけるデータ捏造等の不正行為が相次いで指摘
- 研究活動の不正行為は、科学の発展を妨げ、研究に対する社会の信頼を損なう行為
- 貴重な国費を効果的に活用する意味において、研究活動の公正性を一層確保

2. 不正行為への対応に関する指摘等

- 研究に関わる者の自律を基本としつつ、日本学術会議をはじめとする研究者コミュニティ、関係府省、大学及び研究機関等がそれぞれの立場において対応
(「研究上の不正に関する適切な対応について」(H18.2 総合科学技術会議))
- 科学技術の社会的信頼を獲得するために、国及び研究者コミュニティ等は、社会に開かれたプロセスによりルールを作成し、科学技術を担う者がこうしたルールにのっとって活動するよう促してゆく
(「第3期科学技術基本計画」(H18.3 閣議決定))

3. 文部科学省における取組

文部科学省所管の競争的資金を活用した研究活動における不正行為に対する一定の措置、不正行為が指摘された時の対応体制等を整備

● 科学技術・学術審議会における検討

平成18年2月以降 「研究活動の不正行為に関する特別委員会」を設置して、文部科学省、資金配分機関、大学等研究機関が構築すべきシステム・ルールを検討
平成18年8月 検討結果を「ガイドライン」として取りまとめ

「ガイドライン」のポイント

- ・ 対象とする不正行為は、競争的資金を活用した研究の論文等の捏造、改ざん、盗用
- ・ 告発を受け、予備調査、本調査を経て、不正行為が行われたか否かを認定
- ・ 不正行為の認定を踏まえ、資金配分機関及び研究機関は措置を実施

資金配分機関が行う措置

- 競争的資金の打ち切り
- 競争的資金申請の不採択
- 不正行為に係る競争的資金の返還
- 文部科学省所管の全ての競争的資金の申請制限
(不正行為の重大性等に応じて1年~10年)

研究機関が行う処置等

- 内部規程に基づき適切な処置
- 不正行為と認定された論文等の取り下げ勧告

● ガイドラインを踏まえた対応

文部科学省において不正行為への対応体制等の整備を図るとともに、資金配分機関・研究機関に同様の取組を要請(平成18年8月31日付で通知)

文部科学省・資金配分機関

- ・ 所管する競争的資金制度の各公募要領等に不正行為を行った者への措置等を明記(今秋以降の募集分より対応予定)、告発等の受付窓口の設置等体制を整備

研究機関

- ・ 研究者倫理の向上に関する取組、告発等の受付窓口の設置や調査のための規程等体制を整備